

令和4年度 事業計画書



PHOTO by 竹内千裕



社会福祉法人 ふれあい福祉会

特別養護老人ホームふれあいの里
ふれあいの里デイサービスセンター
ふれあいの里居宅介護支援事業所
延岡市恒富南地域包括支援センター

目 次

経 営 方 針	1
特別養護老人ホームふれあいの里	3
(介護福祉施設サービス・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	
ふれあいの里デイサービスセンター	11
(通所介護) 介護予防・日常生活支援総合事業 (通所介護相当サービス)	
ふれあいの里居宅介護支援事業所	17
(居宅介護支援)	
延岡市恒富南地域包括支援センター	21
[延岡市委託事業] (介護予防支援)	
社会福祉法人 地域貢献活動	25
(生活困窮者等に対する相談支援事業等)	

経営方針

宮崎県は、平成2年から生産年齢人口が減少し始め、平成8年には老年人口の割合が年少人口の割合を上回り、平成13年に全国平均より6年早く超高齢社会「高齢化率（65歳以上人口）21%超」を迎えています。令和3年10月1日現在、高齢化率が30%を下回るのは、宮崎市（28.8%）と三股町（28.8%）の2市町だけであり、約3人に1人が高齢者となっています。延岡市は、高齢化率35.2%、後期高齢化率（75歳以上人口）18.2%であり、現役世代の減少により、福祉人材の確保はいつそう困難になることが、想定されます。

また、限られた社会資源の中で、効率のかつより質の高い福祉サービスが求められることとなります。業務効率化やICT、ロボット、AI、IoT等の活用などによる業務改善、生産性向上に取り組むことも重要となります。

そういった状況の中、新型コロナウイルス感染拡大によって、格差の拡大や働き方の多様性など社会全体で暮らしや営みに変化してきており、「ポストコロナ社会」を見据えながら社会福祉法人として、地域社会に貢献するため、安定的な事業運営に努めてまいります。

- 1 新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続計画を引き続き策定するとともに、研修会の開催、訓練（シミュレーション）の実施により対応力を強化します。
- 2 自然災害時の業務継続計画を策定、避難確保計画の職員への周知および防災訓練を実施します。
- 3 介護人材の確保と介護現場の革新としてロボット・ICTの活用によりサービスの質の向上および文書量の負担軽減に努めます。
- 4 介護相談等により、地域との共生を目指すとともに、社会福祉法人としての公益的機能を発揮します。
- 5 安定的な事業運営と健全な経営により地域社会に貢献します。

令和4年4月

社会福祉法人 ふれあい福祉会
理事長 楠田 富雄

特別養護老人ホームふれあいの里

(介護福祉施設サービス)

(短期入所生活介護)

(介護予防短期入所生活介護)

1. 基本方針

法人理念『信頼』・『誠実』・『貢献』の下、利用者および家族の皆さまからの満足や笑顔が返ってくることを励みに、利用者の立場に立った「思いやりのこころ」で介護に努めます。また、社会福祉法人の責務・在宅生活を継続する上での社会資源として、長期利用者・短期利用者ともに常時の満床に努めます。

2. 事業計画

(1) 介護

- ① ケアプランを基に、介護と看護の各部署が連携した処遇の実践と個別的ケアの充実に努めます。
- ② 利用者の立場に立ち、気持ちを汲み取ったケアを提供し、利用者とその家族に納得・満足して頂けるよう努めます。
- ③ 利用者にも職員にも優しいケアとして、継続してノーリフティングケアの標準化に努めます。
- ④ 職員間の情報共有については、その徹底を図り、正確な業務遂行に努めます。
- ⑤ 生け花・音楽クラブ・リハビリ活動の見直しを行い、新たな行事の確立に取り組み、生活の質の向上に努めます。
- ⑥ 利用者の個人情報、その重要性を認識し、規程に基づき漏えいのないよう厳格な管理に努めます。
- ⑦ 身体拘束ゼロ、利用者・家族が望む終末に向けた看取り介護の提供に努めます。

(2) 健康管理

- ① 既往歴や現疾病の実態を的確に把握し、継続した観察記録により異常の早期発見・早期治療・早期回復に努めます。
- ② 利用者の定期健康診断を実施します。
- ③ 短期利用者については、利用前の状況確認を十分に行い、特に感染症の防止として関係機関との連携により早期対応に努めます。

(3) 食事

- ① 栄養ケア計画書に基づき、栄養状態の改善・維持に努めます。また、随時、食事形態や量・食事姿勢・介助方法を検討し、できるだけ自分の力で口からの食事摂取が維持できるように努めます。
- ② 利用者の嗜好や季節の食材を活かした献立を作成するとともに、各種イベント等から楽しみのある食事提供を行い、生活の質の向上に努めます。
- ③ 衛生管理マニュアルを基に、食品の取り扱いには十分注意し、食中毒の発生予防に努めます。

(4) 入浴・排泄

- ① 状態に合わせた機器を活用しての入浴を週2回以上確保し、身体の清潔保持と精神的リラクゼーション確保の機会提供に努めます。
- ② 排泄は、個別の排泄パターンを把握し、身体機能に最も適した方法でのケアに努めます。また、そのケアにおいては、人としての尊厳とプライバシーに十分な配慮を行います。

(5) 環境整備

- ① 生活の場として、個々の生活歴や嗜好にも着目し、落ち着ける居室空間づくりに努めます。
- ② 定期的な清掃や週1回のシーツ交換・点検を行い、居室やベッド周りの清潔保持および整理整頓に努め、特に換気には注意をしていきます。
- ③ 施設内外の設備用具については、その保全・メンテナンスに努めます。また、季節の移ろいを実感するとともに、日本古来・近年の風習を楽しむような各フロアの演出、園庭管理に努めます。

(6) 地域交流・社会貢献活動

- ① 地域住民の安心な暮らしが保障され、その人らしく生活することができる地域づくりの担い手として使命感を持ち、実現のための社会貢献活動に努めます。
- ② 施設・地域行事への相互参加を通じ、地域との関係づくりの継続に努めます。また、開かれた施設運営を行い、施設を地域資産として活用して頂きます。
- ③ 緊急対応が必要な生活困窮者に対しては、社会福祉協議会・民生委員・関係団体と連携・協働し、早急な相談支援の実施に努めます。
- ④ 各種実習生の受け入れを継続し、実習目標達成への指導を通じて福祉の人材育成に努めます。

(7) 事故防止・防災対策

- ① 気づきやヒヤリハット報告の共有化を徹底し、評価・分析からの対応策を講じることで類似事例の再発防止に努めます。
- ② 細やかな記録の整備と申し送りにより、統一処遇の徹底に努めます。
- ③ 災害発生や防犯対策として、各種マニュアルに準じた行動と対策を講じ、利用者や職員の安全確保に努めます。また、マニュアルや方針については、適宜、社会動向に合わせて見直しを行い、その内容は利用者家族を含めての周知徹底に努めます。特に、自然災害の発生に伴う業務に基づいた訓練を行うことによって、円滑に事業の継続ができるよう努めます。

(8) 職員の資質向上・労働安全衛生の推進

- ① 相談員、各部署主任がサービスや組織管理を適切に実施し、教育指導者の育成強化を行うことにより、専門性の高い職員育成に努めます。また、介護職員が必要とする知識・技術の向上のため、施設内で行う研修会の充実を図り、資格取得の推進にも努めます。

- ② 挨拶・笑顔・丁寧な言葉使いなど、信頼を得るための接遇マナーが適切に行われるよう、現場における教育に努めます。
- ③ 各職員の責任感や仕事に対するプロ意識の向上を目指すとともに、積極的な福祉用具の導入やICT化への取り組みを継続し、腰痛予防の業務改善や効率化を進め、働きやすい職場環境づくりに努めます。
- ④ ストレスチェックを活用し、メンタル不調の要因を探りながら環境改善に努めます。さらには、産業医と連携して不調の深刻化予防に努めます。

(9) その他

- ① 施設だより『かけはし』やホームページによる積極的な情報発信に努めます。また、感染症流行期における利用者と家族との交流機会を確保するため、オンライン面会の活用やガラス越しの面会などへの積極的な取り組みに努めます。
- ② 利用者・家族・地域からの苦情が発生した場合には、真摯に受け止め、誠意を持って早急な改善に努めます。
- ③ 特に認知症高齢者については、職員間で専門研修による学びを深めながら、身体・精神・環境の相互関係を踏まえたケアの提供に努めます。

3. 会議および委員会

(1) 主任者会議

法人運営上の全般的な検討を行います。

- ① 研修委員会（随時）
職員の資質向上に向けた研修内容の検討を行います。
- ② 安全対策委員会（月1回）
各部署ヒヤリハットを共有し、事故発生予防・再発防止に向けた検討を行います。
- ③ 入所判定委員会（随時）
「指定介護老人福祉施設等における入所の取扱いに関する指針」に基づき、希望者の入所可否について判定を行います。
- ④ 栄養管理委員会（月1回）
栄養管理業務の合理的運営、日常の食事状況や嗜好を考慮した献立の検討を行います。
- ⑤ 感染予防委員会（月1回）
基本方針に基づき、予防体制の整備に努めます。感染症が発症した場合には、早急に状況把握を行い、まん延防止に向けた対策やマニュアルの見直しを行います。

(2) 各種委員会

① 感染症および食中毒防止委員会（随時）

常に情報収集を行い、感染症発生時を想定した対処法の実践研修の企画、感染拡大防止に向けた具体的対応策の実施について検討を行い、シュミレーション訓練・研修をそれぞれ年2回以上開催します。

② 褥瘡対策委員会（随時）

利用者の状態評価を基に、褥瘡形成に対する予防対策、治療対象者の管理と悪化防止に向けた介護・処置内容の検討を行います。また、個別の「褥瘡対策に関するケア計画書」の管理も行います。

③ 身体拘束廃止委員会（3ヶ月に1回以上）

利用者の尊厳と自主性を尊重し、身体拘束廃止に向けての解決策について検討を行います。職員研修を年2回以上開催します。

④ 防災委員会（随時）

防災士を中心にマニュアルの管理、必要時の修正について検討を行います。実践的な訓練を計画し、反省点や外部の情報を活かしながら最善の防災対策、職員の防災意識の向上に向けた取り組みについて検討を行います。年2回の総合防災訓練、月1回の施設内防災訓練、BCP（事業継続計画）に基づいた研修会・シュミレーション訓練をそれぞれ年2回以上行います。

⑤ 給食委員会（随時）

各種行事に伴う献立の立案、季節に合わせた食事イベントの企画・提案を行います。また、災害備蓄食料の管理やその内容について検討を行います。

⑥ 接遇・業務改善委員会（随時）

利用者接遇や職員業務全般における課題に対して、その改善に向けた対策について建設的な検討を行います。また、看取り介護における一連の取りまとめや施設方針の見直し、理学療法士との協働によるADL悪化防止に向けての機能訓練やレクリエーション内容の充実、施設だより「かけはし」作成とホームページ更新について、それぞれの係と連携し検討を行います。

◆ 年間行事計画 ◆

月	一般行事	利用者行事	月	一般行事	利用者行事
4月	昭和の日	総合防災訓練 花見屋外食	10月	スポーツの日	園内買い物 ハロウィン運動会
5月	憲法記念日 みどりの日 こどもの日	母の日 定期健康診断 じゃがいも収穫・さつ まいも苗植え 園内買い物	11月	文化の日 勤労感謝の日	芋の収穫・苗植え
6月	夏至	胸部レントゲン撮影 父の日	12月	冬至 クリスマス	クリスマス忘年会 夜間想定防災訓練
7月	海の日	七夕 納涼夏祭り	1月	お正月 鏡開き 成人の日	園内初詣 新春カラオケ 花の苗植え
8月	お盆 山の日	花火観賞 スイカ割り	2月	建国記念日	節分
9月	敬老の日 秋分の日 十五夜	敬老の集い 総合防災訓練	3月	春分の日	ひな祭り
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>◎ユニット毎の毎月行事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ふれあい会 ○ふれあい喫茶 ○利用者との意見交換会 ○誕生会 ○音楽クラブ（第1・第3月曜日） ○生け花クラブ（毎週木曜日） </div> <div style="width: 45%;"> <p>◎その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ふれあいクラブ（季節行事など） ○レクリエーション（集団リハビリなど） ○ドライブ ○外気浴、施設内散歩 ○体重測定（毎月） ○かけはし発行（偶数月） </div> </div> <hr style="border: 0.5px solid black; margin: 10px 0;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴日 ⇒ 毎週月曜日から土曜日 ・ 理学療法士による指導等 ⇒ 毎月2回（土曜日） ・ 防災訓練 ⇒ 毎月 ・ ケアカンファレンス ⇒ 随時（利用者・家族・関係職員） ・ 嘱託医回診 ⇒ 毎週木曜日・土曜日 					

◆ 給食計画 ◆

月	一般行事	利用者行事	月	一般行事	利用者行事
4月	開設記念日 旬の味覚	祝膳 さくら餅 季節の和菓子 鯉のたたき	10月	旬の味覚 ハロウィン	もみじ弁当 かぼちゃ料理 *屋外食(虹) *ハロウィンバイキング(星)
5月	八十八夜 端午の節句 母の日	新茶 和菓子 柏餅 祝膳 *屋外食(虹)	11月	旬の味覚	鮎の甘露煮 *クレープ作り(虹) *スープフェス(星)
6月	父の日	祝膳 *水ようかん(星)	12月	冬至 クリスマス 大晦日	かぼちゃ料理 ゆず クリスマスメニュー ケーキ、シャンメリー 年越しそば
7月	七夕祭り 土用丑の日 納涼夏祭り 海の日	七夕そうめん うなぎ料理 お祭り料理 季節の和菓子	1月	お正月 七草 鏡開き	おせち、お屠蘇 餅(やわらか素材) 七草粥 餅(やわらか素材)
8月	お盆	お煮しめ おはぎ *かき氷作り(虹) *フロート(星)	2月	節分 バレンタインデー	巻き寿司 バレンタインメニュー *チョコパーティ(虹) *チョコパーティ(星)
9月	敬老の日 十五夜	敬老祝膳 お月見饅頭	3月	ひな祭り お彼岸	さくら寿司 甘酒 精進料理 ぼたもち

◎お楽しみ献立(月に1回実施)

ふれあいの里デイサービスセンター

(通所介護)

介護予防・日常生活支援総合事業

(通所介護相当サービス)

1. 基本方針

利用者が住み慣れた地域や家族に見守られながら、個人の思いが実現できる暮らしを支えます。また、心身ともに健康で在宅生活が継続できるように、体操の実施や行事・レクリエーション、個別ケアの充実を図ります。

さらに、選ばれる事業所づくりに努め、安定した利用者の確保と新規開拓を進めるとともに、関係各所との連携を密にし、利用者ニーズへの柔軟な対応や家族の介護負担の軽減を目指します。

2. 事業計画

(1) 利用者・家族への支援と地域との連携

- ① 個人の状態や生活環境を含めたニーズの把握から、通所介護計画を作成し、これを実行・モニタリング・評価します。また、個性や生き甲斐を引き出す事ができるサービスの提供に努めます。
- ② 年間・月間の行事計画の他に趣味活動や屋外活動の選択肢の幅を拡げ、自立支援に繋がるサービスメニューを提供し、生活機能の維持・向上に努めます。
- ③ 明るく家庭的な雰囲気の中で、利用者がその人らしく穏やかに楽しい時間を過ごして頂けるサービス内容の充実に努め、利用者支援と家族介護の負担軽減を進めます。
- ④ 個人の状態観察をこまめにし、異常に気づいた場合は、家族や各関係機関と連携の上、早めの対応に努めます。
- ⑤ 個人に合わせた食事形態で、季節感や栄養バランスを考慮した食事を提供し、食する楽しみを味わえるようにします。
- ⑥ 感染症などの状況や社会情勢を見ながら、ボランティアの受け入れや資源活用を進め、地域が身近な存在となることに努めます。また、地域からの声に耳を傾け、地域に根づく福祉拠点としての成長を目指します。

(2) 職員の資質向上と職場環境の調和

- ① 利用者の心理状態の理解と心身機能の維持向上、在宅生活を継続する上で求められる専門性の高いサービスを提供するため、各種研修会に積極的に参加し、職員の資質向上に努めます。
- ② 内部研修においては、活発な意見を出しやすい明るい職場環境づくりに努めます。
- ③ 法令遵守とコスト意識を持って、日々の業務を遂行します。
- ④ 地域住民との良好な関係づくりのための、挨拶の励行や地域貢献に向けて各専門職の知識・技術を活用します。

(3) 事故防止の徹底

- ① 利用者一人ひとりの体調面・心身機能を的確に把握するとともに、ヒヤリハット事例の活用により、事故防止に努めます。
- ② 日頃より機械・器具の点検整備と環境整備を行い、利用者・職員の安全確保に努めます。
- ③ 非常時に備えて防災マニュアルや家族への緊急連絡表を作成し、速やかな対応が出来るよう、防災・防犯訓練を実施します。また、周辺住人とも連携を進め、地域防災意識を高めます。
- ④ 運行前には車両を点検し、走行中のライト点灯や譲り合いの気持ちと余裕を持った運転を心がけ、利用者の安心が得られるようにします。

(4) 衛生管理

浴室・ホール・トイレ・送迎車、衛生環境に留意し、ホールの各テーブルに飛沫防止のパーテーションの設置や消毒など、新型コロナウイルスを含めた感染症対策に努めます。また、平素からシミュレーションを行い、発生時には迅速かつ適切な対応ができる様にします。

(5) その他

- ① 利用者・家族など個人情報の取り扱いについては、守秘義務を徹底します。
- ② 新規利用者の開拓のため、関係機関に向けた広報に努めます。
- ③ 新規利用者の獲得に向け、見学および体験利用を積極的に受け入れます。

◆ 年間行事計画 ◆

月	一般行事	利用者行事	月	一般行事	利用者行事
4月	昭和の日	総合防災訓練 端午の節句飾り作製 <u>ふれあい新聞発行</u>	10月	スポーツの日	運動会 ふれあい喫茶(収穫祭) <u>ふれあい新聞発行</u> 防災訓練
5月	憲法記念日 みどりの日 子どもの日 母の日	春のドライブ 菖蒲湯 花壇作り 防災訓練	11月	文化の日 勤労感謝の日	畑作り クリスマス飾り作製 秋のドライブ 防災訓練
6月	父の日 夏至	製作(七夕飾り) ふれあい喫茶 体重測定 防災訓練	12月	冬至	クリスマス忘年会 お正月飾り作製 1年の振り返り 体重測定 防災訓練
7月	海の日	外気浴(園外散歩) ふれあい喫茶 防災訓練 <u>ふれあい新聞発行</u>	1月	お正月 鏡開き 成人の日	書き初め 新年会 節分飾り作製 <u>ふれあい新聞発行</u> 防災訓練
8月	山の日 お盆 終戦記念日	納涼まつり 意見交換会 防災訓練	2月	建国記念日	節分 ひな人形作製 体重測定 防災訓練
9月	敬老の日 秋分の日 十五夜	敬老会 体重測定 総合防災訓練	3月	春分の日	ひな祭り 花見ドライブ 意見交換 体重測定 防災訓練
<ul style="list-style-type: none"> ・ 季節を感じて頂ける行事、リハビリを兼ねた体操およびゲーム等の実施 ・ 定期的な体重測定、気分転換を兼ねたドライブの実施 ・ 趣味趣向に合わせた個別ケア(クラブ活動)の実施 ・ 誕生会を個別に実施(利用者の誕生日前後の利用日に実施) ・ ボランティアの方々による慰問を実施(感染症の状況や社会情勢に合わせ対応を行います)。 					



ふれあいの里居宅介護支援事業所
（居宅介護支援）

1. 基本方針

ふれあい福祉会の基本理念に基づいて、できる限り住み慣れた地域の中での生活ができるように、利用者や家族との信頼関係を構築するとともに、自己決定することができるように支援します。また関係機関と積極的に連携し、総合的かつ効果的なサービスが提供できるように努めます。

2. 事業計画

(1) 自立に向けた居宅サービス計画の作成と事業効率化の推進

- ① 生活課題を分析し、利用者とそれを支える家族がその解決に主体的に臨める様な計画提案に努めます。
- ② サービス担当者会議では、本人と各関係者との合議で課題解決に向けて最善の目標設定や援助方針の検討に努めます。
- ③ 計画開始した後もその効果や生活課題の変化を確認し、機に応じた計画変更を進めます。
- ④ ICTの有効活用により、リアルタイムに情報共有と業務の効率化を進め、また収支バランスとコスト意識を常に持って業務にあたります。

(2) 地域包括ケアシステム構築への寄与

- ① 医療機関、各種サービス事業所との連携を密にし、ネットワーク形成の強化を進めます。
- ② 地域包括支援センターや行政機関と協働し、地域ケア会議への参加や介護保険外の諸制度の活用と地域の課題を的確に捉えることに努めます。
- ③ 地域住民や専門職と協力し、社会資源の発掘や地域介護力の向上に努めます。

(3) 特定事業所としての責務

- ① 事業所内会議の定期開催により、利用者の援助方針の検討や地域資源の共通理解を進め、質の高いケアマネジメントの提供を行います。
- ② 他法人と共同でのケース検討会の開催により、地域のケアマネジメント力の向上を図ります。
- ③ 職員ごとに研修計画を作成し、専門職としての能力向上に努めます。
- ④ 支援困難ケースの対応相談に応じ、積極的に受入れます。
- ⑤ 介護支援専門員の養成実習等を受入れ、人材の育成に努めます。

(4) 感染症対策下の情報管理と事業所需要の拡大

- ① 感染症の拡大防止に努めます。
- ② 個人情報の取り扱いは、厳格な管理の下で行います。
- ③ 苦情の発生に対しては、早期解決と再発防止に努めます。
- ④ 事業所の需要拡大に向け、情報公表や広報を行い、認知度向上に努めます。

延岡市恒富南地域包括支援センター

〔延岡市委託事業〕

（介護予防支援）

1. 基本方針

高齢者が自分らしく住み慣れた地域で、生きがいと尊厳を持って生活を続けることができる地域包括ケア社会を目指します。

2. 事業計画

(1) 包括的支援事業

① 総合相談支援

- ・地域の相談支援の拠点として、様々な方法で相談を受け、適切な対応や情報提供を行います。
- ・自らの課題解決機能を高めるとともに、顔の見える相談しやすい体制づくりに努めます。

② 権利擁護

- ・高齢者の生活を支援する上で生じる様々な権利侵害の早期発見に取り組むとともに、関係諸制度を有効活用し、高齢者の権利を守ります。
- ・高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合の処遇困難事例においては、行政機関や専門職、地域との連携により問題解決を図ります。
- ・成年後見制度や虐待に関する知識の普及啓発を行います。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

- ・高齢者や家族のニーズに応じた社会資源を活用できるよう、地域や関係機関との連携に努めます。
- ・介護支援専門員に対して日常業務の相談等に応じ、問題解決に向けた必要な助言を行います。
- ・介護支援専門員の資質向上を図るため、社会資源の情報提供やオンライン等を活用した研修会の開催を計画します。

④ 介護予防ケアマネジメント・一般介護予防事業

- ・要支援者および総合事業対象者に対し、心身の状況や環境に応じて延岡市独自のサービス事業が効果的に提供されるよう必要な支援を行います。
- ・地域資源やその他多様なサービスを活用できるよう、事業の周知や調整を図ります。

(2) 介護予防普及啓発事業

- ・地域住民に対する出前講座を専門職と協働で開催し、運動・栄養・口腔に関する知識の普及啓発を行います。

(3) 地域ケア会議

- ・行政機関や専門職、地域と様々な個別課題を解決し、ネットワーク構築や地域課題発見を行います。

(4) 指定介護予防支援事業

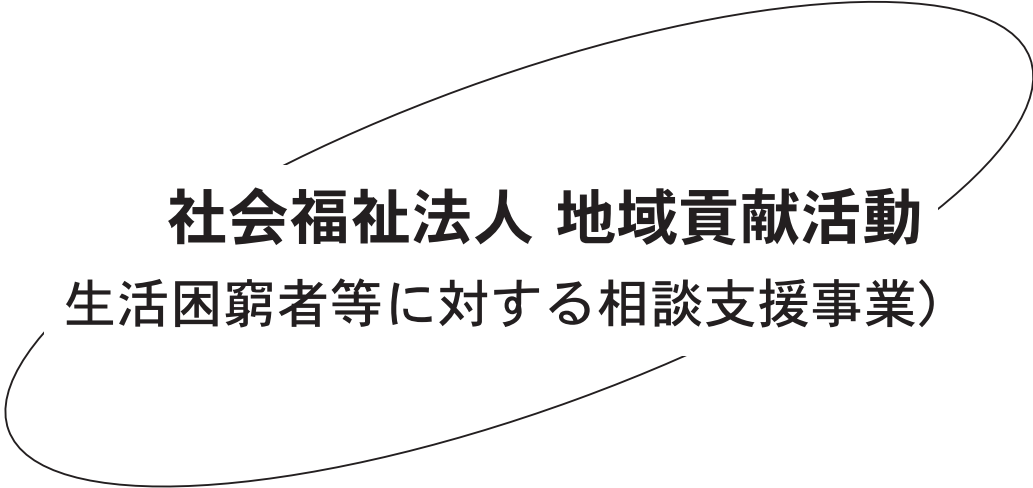
- ・要支援者に対し、自立支援や重度化防止に向けて、介護予防サービスが効果的に提供されるよう必要な支援を行います。

(5) 認知症支援事業

- ・認知症サポーター養成講座を通じて、認知症に対する正しい知識の普及・啓発を行います。
- ・認知症の人やその家族の状況に応じて、ケアパスツールの活用を行うとともに必要な相談機関や医療機関と連携を図ります。
- ・認知症カフェに参加し、情報交換や交流を図ります。

(6) その他

- ① 圏域の生活支援コーディネーターと連携し、地域資源や地域課題の情報共有を行い、生活支援サービスの体制整備に努めます。
- ② 医療機関、各種サービス事業所との連携体制の構築を進めます。
- ③ 各種研修会や専門部会の参加により、専門職としての能力向上に努めます。
- ④ 実習生を積極的に受け入れ、医療・福祉の専門職の担い手育成に努めます。
- ⑤ センター業務の自己評価を行い、運営上の課題を整理し、改善に繋げていきます。
- ⑥ 災害や感染症対策に係る体制の整備に努めます。



社会福祉法人 地域貢献活動
生活困窮者等に対する相談支援事業)

1. 事業内容（みやざき安心セーフティネット事業）

本事業は、事業の趣旨に賛同する社会福祉法人（施設）が、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、関係機関等と連携・協働しながら、地域の方々の生活上の困りごと等に対して、相談援助を行うとともに、今日明日の食べ物にも困る等の逼迫した状況にある場合には現物給付による経済的援助を行う事業となります。

2. コミュニティソーシャルワーカーの配置と役割

本事業に参加する社会福祉法人（施設）は、担当相談員（コミュニティソーシャルワーカー、以下「CSW」という。）を配置します。

社会福祉法人（施設）の担当相談員（CSW）と市町村社会福祉協議会職員が本人（家族）の住まいを訪問して状況を把握し、利用可能な制度や社会資源に繋ぐなど、本人（家族）の生活の安定に向けた相談援助活動に努めます。

3. 経済的援助

本事業に必要な資金は、本事業の趣旨に賛同する社会福祉法人（施設）が会費として拠出します。拠出された会費は、宮崎県社会福祉協議会の基金で運営・管理します。CSWは、相談内容に関する資料を作成し、施設長に報告します。施設長は、報告に基づき、1事例あたりの支援期間を概ね3ヶ月以内、現物給付による限度額を10万円を目安に経済的援助の可否を決定します。

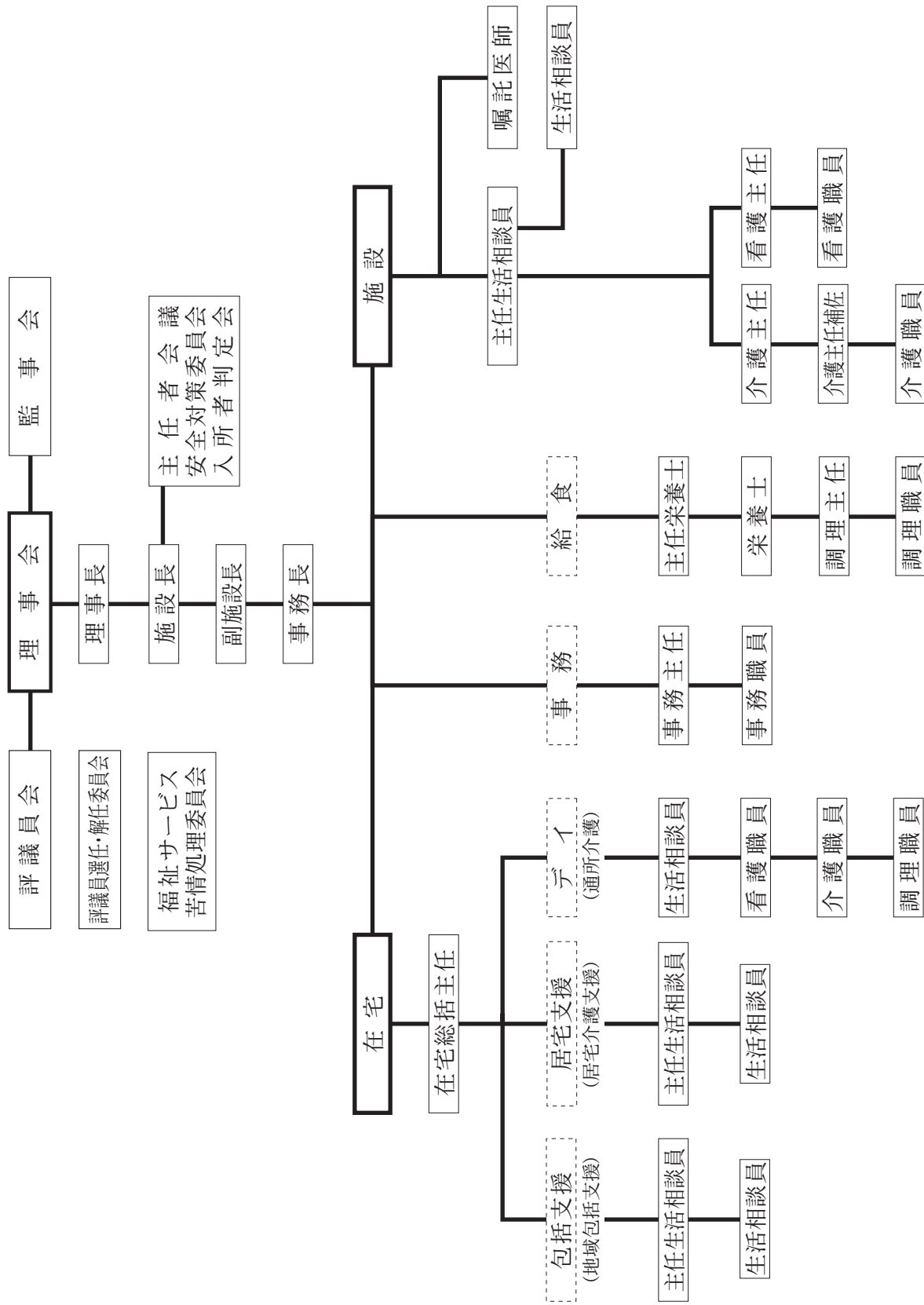
適切な支援機関等への橋渡しが完了したとき、緊急事態を脱したとき、就労や生活保護の受給等で安定した生活が見通しが立ったとき、自立への志向や意欲が見受けられるようになったとき等を終結の目安に、継続的な支援を行います。

4. その他

各種研修会への参加を通し、相談援助技術の向上に努めます。また、事業連絡会や各地区民生委員児童委員定例会にも意欲的に参加することで、地域実態の情報収集・事業の周知拡大・地域との信頼関係構築に努めます。

必要時は、社会福祉協議会と協働し、社会福祉法人連携支援事業の活用による支援を行います。

機 構 図



社会福祉法人 ふれあい福祉会 理念

信頼 誠実 貢献

私たち法人は、利用者・家族・地域住民・職員、その他法人に関する全ての人々との関係づくりに努め《信頼》笑顔を決やさず、真心を込めて、安心・安全で個人の思いが実現できる暮らしを支えます。《誠実》

また、地域との交流や関係機関との連携を図り、福祉の拠点として地域と共に成長を続けることに力を尽くします《貢献》

